平成20年11月11日

於 教育委員会室

# 平成20年11月

# 大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

### 平成20年11月大和市教育委員会定例会

平成20年11月11日(火曜日)

出席委員(5名)

3番教育長山根英昭

4番 委 員 鈴木健次

5番 委員長田村繁

### 事務局出席者

教育総務部長 山口 進 総務課長 井上純一

学校教育課長 大澤 一郎 保健給食課長 浜田和博

指導室長 中村 敦 教育研究所長 伊藤恵子

生涯学習部長 熊谷 薫 社会教育課長 堀 内 一 雄

青 少 年 阿 部 通 雄 図 書 館 長 伊 東 美紀子 センター館長

書記

総務課庶務

調整担当池田直人

課長補佐

### 日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1(議案第54号) 平成20年度大和市教育費補正予算案について 日程第2(議案第55号) 大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意 見聴取について

- 7 その他
- 8 閉 会

田 村 傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事についての可否を表明した 委員長 り、審査に支障を来すことのないよう、念のために申し上げておきま す。

ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

会議時間は、11時までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は2番、奥原委員、3番、山根委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

山 根 それでは、10月19日以降の事項につきましてご報告いたします。 教育長 1番目、小・中校長会議は、次年度に向けての準備等に関する件が主な内容でした

2番目、「ストップいじめ子どもフォーラム」ですが、参加人数が期待でもあり、心配でもありました。実際は、約300人の方に来ていただきまして、小・中学生の実行委員を中心にした進行で、参加者の参加意識も高く、市立の小・中学校の先生方全員に、見ていただきたかったと思いました。

3番目、「青少年創意くふう展」ですが、つきみ野中学校の杉江さんが3年連続の市長賞を受賞する結果となりました。また、小・中学生合計262点の応募作品のうち、入賞が14点でした。

3年連続市長賞ということは、素晴らしいと思います。家庭生活での 不便なところに着目して創意工夫をしてきた、ということでした。

4番目、「とりころーる大和財団フェスタ2008」ですが、この中で、大和市で初めて20人21脚競走が催されました。子どもたちが大変盛り上がって競技に臨んでいたことは、喜ばしいことと思います。

5番目、「家庭・地域教育活性化会議」ですが、地域や各団体の方々で構成されていますが、その活動には、常に感心と感謝をしています。 この日は、その代表の方々にお集まりいただきまして、報告会等が実施されました。 6番目、「都市教育長協議会臨時総会」ですが、他市の教育長の退任 に伴う役員選出等の議案を審議しました。

7番目、「学校給食展」ですが、栄養士を中心に、この物価高の中、 大和市の給食は他市からもうらやまれるような運営等をしていると思い ますが、その頑張りをいかに表現するか、なかなか栄養士さん自身は自 分のことですので、表現しづらいとは思いますが、保護者や児童生徒へ の理解が進んでいくと良い、という感想を持ちました。

8番目、「大和市美術協会美術講演会」ですが、「初めて絵を描く人のために」というタイトルでの講演会でした。絵画の普及という趣旨から、団塊の世代が退職を迎え、趣味として絵画を始める人も出てくるのではないかということを踏まえてということもあるようで、優しさを感じるタイトルでした。

9番目、「環境ポスター」ですが、小学校4年から6年生までを対象にポスターの募集があり、794点、そのうち18点が入賞です。「下水道ポスター」のほうは、これは授業との関係で4年生だけということでしたが、2,112点応募の中で9点表彰でございました。

1 1 番目、「大和市 P T A 連絡協議会バレーボール大会」ですが、本 当に熱気に満ちた大会で、皆さん意気込んでいらっしゃいました。

15番目、「中学校文化連盟大和支部芸術祭」ですが、11月6日から8日までの3日間、学習センターを中心に行われました。来年度は神奈川が全国の会場になるということです。

「神奈川県優秀授業実践教員表彰」ですが、今年は、南林間小学校の 総括教諭が受賞されています。

今後の予定ですが、明日12日は文ケ岡小学校の研究発表、13日、19日、20日は学校訪問、14日は中央林間小学校の研究発表、22日は大和東小学校の創立30周年記念式典があります。また出席などよるしくお願いします。

市議会12月定例会が27日から始まります。

12月の教育委員会定例会は、市議会終了後の25日でございます。以上です。

田村 教育長の報告が終わりました。

委員長 質疑がありましたらお願いします。

鈴木委員。

鈴 木 意見と要望ですが、優秀授業実践教員表彰について、昨年は、全国レ 委 員 ベルの受賞があったと思いますが、ぜひ授業を拝見させていただく機会 をつくっていただきたいということで、そのときに田村委員長からもご 発言があったかと思います。しかし、今回についても、その案内がなか

ったと思いますので、重ねて要望したいと思います。

また、本年から教育委員会表彰の中の教職員勤続表彰を廃止したわけですが、その分優秀な授業を実践されている方を表彰することが、教育委員会の表彰としてはメインであるべきではないかと思います。それを私たちの全く知らないところで、県・国の表彰が行われて、報告事項としてあがってくるのは、いかがなものかと思います。前会の教育委員会でも、表彰の制度はまた見直すということになりましたので、ぜひ、良い授業をしている先生、優れた先生を、大和市教育委員会表彰で表彰できるような形をつくっていただきたいと思います。

田 村 私も、表彰されたこと自体は、大変素晴らしいことであると思ってい 委員長 ますが、決まった過程がまったく分かりませんし、その過程で、私たち にいったんは連絡があってしかるべきなのではないかと思っておりま す。

その先生の授業を、拝見したいという思いが強くございますので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

ほかにありませんか。

奥原委員。

奥原 2番目の「ストップいじめフォーラム」について、今回出席ができな委員 かった委員もいらっしゃいますので、報告と感想を述べさせていただきたいと思います。

今回は、体操オリンピック代表の具志堅幸司さんが講師として講演会をされました。ご本人の経験をもとに、「目標を持って努力をすることが大切」、「それによって強い精神力と仲間を思いやる気持ちが育ち、

いじめを発生させることがなくなる」という趣旨のお話でした。大変説 得力のあるよいお話でした。

フォーラム全体についてですが、先ほどの教育長の報告にもありましたとおり、子どもたちのしっかりとした司会進行で、スムーズに進められました。今回の発表は、いじめが発生した後の対処法ではなく、いじめが発生しないための予防法という内容が中心でした。各校の発表は、皆さん前向きで力強く、また発表の方法もスライドやプレゼンテーションソフトを活用したり、小さな劇を盛り込まれたりと、興味を引くように、理解しやすい内容にまとめられており、素晴しいものになったと感じました。ぜひこのフォーラムは、続けていっていただきたいと思いますで、今後ともよろしくお願いいたします。

田村 私も、子どもたちの司会や発表が素晴らしく、非常に良い印象を受け 委員長 ました。

ほかにありませんでしょうか。

長谷川委員。

長谷川 7番目の「学校給食展」について、質問をさせていただきます。

委 員 今回は、昨年までのイオンの方の会場と違う場所になっての開催ということでしたが、終了段階での来場者数などについて、ご報告いただき たいと思います。

浜 田 学校給食展につきましては、今回、会場がイオンのライトホールから 保健給食 イトーヨーカドーへ替わりました。

課 長 来場者の全体の印象としては、やはり親子で来られる方が多かったと思います。展示スペースの構造の関係もあり、来場者ということでの数字はカウントできませんでした。ただ、食材の理解を得ていただく趣旨での企画の中で、「魚の名前当てゲーム」というコーナーを設けまして、このゲームに参加いただいたのが180名でございます。また、併せまして、アンケート調査をいたしました。そのお答えが、62件でした。推し量りますと、魚当てゲーム等で、親子ということであれば、360人、また、アンケートもそのような前提で考えまして、合わせて約500人ということでございます。

田村 よろしいですか。

委員長 ほかにございませんか。

それでは、教育長の報告とは別ですが、私の方から、図書館長にお伺 いしたいことがあります。

テレビの報道番組等で知ったのですが、最近、図書館の本が、何か表 紙だけ残して中身が取られる、もしくは部分的な切り取り、持ち帰りを する者がいて、補充や補修のためにかなりの金額が出ているということ があるようで、本市では状態はいかがでしょうか。

伊 東 こちらでは、年間、除籍する本の冊数が1万冊ぐらいになるのです 図書館長 が、当然それらすべてが、盗難等のいわゆる事故本ということではありません。状況からして把握することが困難ですので、はっきりした数字 は把握できていませんが、雑誌等の古くなったものについては、

4,000冊ぐらい廃棄・除籍し、毎年蔵書点検を行っている中では、 不明図書として、約2,000冊があります。

田村 かなり多いですね。

委員長

伊 東 また、返却の際の確認で、「線を引いてしまった」、「破損してしま 図書館長 った」など、その方が判明すれば弁償の対象ということで、本自体は戻ってきますが、数字としてはその1冊は除籍という形で記録には残ります。

結局、ほかから取り寄せてくださったのですが、最近は文庫本の性格も大分変わっているようですが、一番基本的な古典を多くラインナップしているようなものは、市民のさまざまな利用方法にマッチするために、図書館で充実したほうがよろしいのではないかと思います。ベストセラーになると、同じ本を何冊も用意しなければならないということがあって、そのバランスというのは非常に難しいとは思いますが、図書購入予算の割り振りなどについては、どのような基準をひいていらっしゃるのでしょうか。

伊 東 蔵書については週1回、「選考委員会」を設けまして、限られた予算 図書館長 の中でバランスよく購入するように努めております。

やはり、リクエストが多いものは、100人ぐらい待っていらっしゃる状態ですので、読んでいただけるまで、2年、3年かかってしまうことになります。そういった状況からすると、ベストセラー中心に購入せざるを得ないような状況はあります。しかし、図書館の機能や役割という観点から考えますと、全体の蔵書構成をみながら、資料として残していくべき本については、発行されれば購入するようにしています。また、不明が判明した時点では、補充できる部分では補充するような努力をしています。

鈴木 別の質問ですが、さきほどの除籍処分について、雑誌は定期的に廃棄 委員 されているということですが、書籍については、紛失されたものや、傷 がついたもの以外は、原則的には廃棄はしない、除籍はしないというこ とでしょうか。

伊 東 情報的に古くなったものについては、傷等の有無にかかわらず除籍し 図書館長 ております。児童本は、5年もしくは6年を目安に除籍の対象としてお ります。内容的に、例えば統計等でも古い内容になってきて、子どもた ちに対して古い、間違った情報を与えることになってしまいますので、 特に児童本については、5年を目安に除籍対象としております。

ただし、読み継がれていくべき性質の本については、対象外です。

会 木 雑誌については、5年ぐらい短いサイクルで廃棄している図書館が多
委 員 いと思います。実際に、本は、探していると最終的には見つけられることが多いのですが、少し古くなった雑誌の記事で、必要になったときに、既に廃棄されていて、なかなか手に入らない。ですから、もちろん、所蔵場所の問題もあるかとは思いますが、ある程度のものを保管しておいていただくことが望ましいのではないかと思います。

伊 東 雑誌については、所蔵場所の確保がどの図書館においても問題になり 図書館長 ますので、県央あるいは、県下の図書館で分担を決めまして収蔵をして います。ほとんどの雑誌は、県内の図書館には必ず収蔵されている形に なっております。 田村それでは、ほかにありませんか。

委員長 ほかにないようでしたら、教育長の報告に対して質疑を終了いたしま す。

議事

田村それでは、議事に入ります。

委員長 日程第1 議案第54号「平成20年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

井上総務課長、堀内社会教育課長、順次説明をお願いいたします。

井 上 まず、小学校費、学校建設費、その中の「04小学校屋内運動場建替総務課長 事業」について、来年度、21年度に建替えを予定している桜丘小学校の体育館について、ご説明します。資料の方には、当初予算額、予算現額がありますが、今回は予算の増額もしくは減額は行わず、債務負担行為の設定によるものであります。支出の金額については、限度額を設定しております。

平成21年度桜丘小学校体育館建替工事につきまして、工期及び着手時期を勘案しますと、卒業式、入学式等の学校行事が集中しており、大変に厳しい状況でございます。そのために、現在設計業務を行っておりますが、完了後速やかに、工事の入札を行い、4月の入学式の後に直ちに解体工事に着手するという手順で進めるために、設定するものでございます。

続いて、学校給食管理費「08単独調理校運営事業」ですが、こちらにつきましては、現在、北大和小学校、西鶴間小学校、それぞれ単独調理校の業務委託を行っている中で、今年度で契約期間が満了します。

来年の4月以降、スムーズにかつ安全な給食が提供できるよう、準備期間を考慮しまして、本年12月に入札を行うために、債務負担行為を設定するものでございます。

堀 内 続いて、10款5項の保健体育費の保健体育総務費でございますが、 社会教育 「10スポーツセンター施設管理運営事業」につきまして、市民が優先 課 長 利用するため、システム改修を行いたく、68万3,000円を増額す るものでございます。増額後の額が1億7,932万6,000円とい うことでございます。

補正の理由でございますが、スポーツセンターの敷地等は、県から移譲を受けておりまして、昭和59年に県と覚書を締結しています。その覚書の中に、「大和市民のみならず、広く地域住民に提供するよう」定めがあります。こちらは、申し込みの方法ですとか、利用の決定、利用料金等について一切区別してはならないということで、従来は、市民優先ではなく、県民であればすべて公平という観点で料金体系を置いておりました。その点に関しまして、以前から、市民の方から市民優先の方法でできないかという要望をいただいておりまして、6月議会においても、その点に関する一般質問をいただいたところでございます。

その後、県と調整を行った結果、市民優先につきまして、県の理解を 得ることができましたので、利用手続きにおいて市民優先とするため に、ここでシステムを改修させていただくというものです。

システム改修の内容ですが、現在の予約システムは、インターネット、携帯電話、電話の3種類です。そのシステムを、市民優先に改修するものでございます。具体的には、申し込みについて、市民の利用の場合に早く受け付けることができるようにするために、従前の前々月の25日から前月の5日までという、従来の市民・市外一律の申し込み期間を、市民の方については、前々月の15日から前々月の末日までのということで、10日ほど早くできるようにいたします。残りの枠について、市外の方が、前月の15日から空いているところを申し込むという形にするものでございます。

今後のスケジュールですが、1月から5月までが、システム改修と周知期間となります。6月15日にシステム開始・受け付けということで、8月の利用分から施行できように改修します。

なお、PRにつきましては、「広報やまと」、ホームページによる周

知を考えております。

対象施設でございますが、資料にあります10施設が、現在有料施設でございまして、対象となります。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、資料の方で、当初予算額と予算現額が少々違っておりまして、欄外のところに米印で書いてありますが、野球場の電波障害除去工事に関しまして、予算を流用したために、当初予算額と予算現額が7万7,000円ほど違っております。

併せて、ご説明いたしました。

以上です。

田村 細部説明が終わりました。

委員長 何か質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。 奥原委員。

奥原 スポーツ施設の方で、資料の事業費内訳の中で「13人日×5万円×

委 員 1.05」とありますが、「13人日」という意味を教えていただけま すでしょうか。

堀 内 これはシステム改修に際して、業者の派遣人数が1人であった場合、

社会教育 13日で、1日につき5万円かかるという意味です。1人で来た場合、

課 長 13日分の作業がかかるということで、一日5万円で、それに消費税を 掛けるということになります。

長谷川 それでは、すでに業者が決まっているから、入札ではなく、この金額

委員でということでしょうか。基本的に、改修などの日当については、既に 決まっているということでしょうか。

堀 内 システム自体がこの業者ですので、プログラム等の守秘義務の関係や 社会教育 ノウハウの問題もあって他の業者では、改修が困難であります。

課長

田 村 では、質疑及び討論を終結いたします。

委員長 議案第54号について、採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということですので、議案第54号は可決いたしました。

委員長ここで日程を変更させていただきます。

日程第2 議案第55号ですが、審議の都合上、「その他」の後に審議することといたします。

その他

田村 それでは、続いてその他に入ります。

委員長 各課で報告事項がございましたら、順次報告してください。

大 澤 「県費負担教職員にかかる職務における旧姓使用について」を、ご説 学校教育 明させていただきます。

課 長 本市では、市内小・中学校の県費負担教職員が職務において使用する 氏名につきましては、戸籍に基づく氏名としてきたところであります。

ただ、以前より、各学校では教職員が婚姻等の後も旧姓を使用しているケースはありまして、その多くは年度途中での婚姻等のため、年度末まで旧姓を使用するというものでした。

しかし、本年度に入りまして、年度を越えても引き続き旧姓の使用を 希望する教職員が出てきております。

ところで、県においては、「神奈川県職員旧姓使用取扱要項」、大和市においては、「大和市職員旧姓使用要領」が定められておりまして、県の要項は平成12年4月1日より、市の要領は平成10年1月1日より施行されております。

こうした要項、要領が定められていることからわかりますように、旧 姓使用につきましては、男女共同参画社会の形成を促進する観点から、 広く社会で認められるようになってきております。そこで、本市におき ましても、今後、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き旧姓 を使用したいという教職員に対応するため、県費負担教職員の旧姓使用 の取り扱いに関する内規を定めることといたしました。

内規の第5条において、「旧姓を使用する教職員は、旧姓を使用する に当たり、公務遂行上支障を生じないようにしなければならない。さら に、所属長である学校長は旧姓使用に当たり適切な運用を行うものとする。」と規定しており、当該職員と学校長それぞれの責務によって、児童・生徒ための教育活動等に支障がないように円滑に運用されていくべきものと考えております。

なお、本内規は、平成21年1月1日より施行していく考えでございます。

田村 何か質問等ございますか。

委員長 「公務遂行上支障をきたす」というのは、どんな場合を想定している のでしょうか。

大 澤 分掌上ほとんど多くの場合で、旧姓を使用して支障ない、と考えられ 学校教育 ますが、ただ、辞令関係とか、勤務記録カードは、戸籍上の氏名を使い 課 長 ますので、その部分で本人や事務職員が、この原則と例外の使い分けの ルールを把握できていないと、事務上混乱を生じることがあるかと思わ れます。

田村わかりました。

委員長それでは、次の報告お願いします。

浜田「給食費検討委員会」につきましては、第1回が10月3日でありま保健給食して、11月7日に第2回が開催されました。

課 長 9月定例会の際にもご説明しましたとおり、給食費の改定につきまして、ご検討・ご議論いただきましたが、物価高騰という状況の中で、改定はやむを得ないという結論をいただきました。内容といたしましては、小・中学校ともに300円のアップ、小学校につきましては、現行月額3,700円から4,000円、中学校につきましては現行4,150円から4,450円ということで、検討委員会からご回答をいただいております。

なお、検討委員から出されたご意見ですが、「物価高騰は外部的なものなので、(給食費の)改定はやむを得ない。ただし、児童・生徒への安心・安全な給食の実施を、より促進すべき。また、給食費の未納対策を進めてもらいたい。」ということでございます。この二つについては、改定の条件となっています。

以上です。

田 村 実際、値上げ自体は、やむを得ないことと思いますが、給食費の未 委員長 納、難しい問題ですが、ぜひ良い方向で進むようご検討をいただきたい と思います。

それでは、次の報告お願いします。

小 方 「平成20年度大和市音楽フェスティバル~吹奏楽の部~」でござい 生涯学習 ます。

センター 開催は、平成20年12月14日(日)13時からでございます。場 館 長 所は大和市生涯学習センターホールで、入場無料でございます。

出演は8団体です。「ユース・ウィンド・オーケストラ」、「カミワダ・クローバーズ」、「大和市民吹奏楽団」、「Groovin'Stream」、「聖セシリア女子中学校・高等学校」、「大和高等学校」、「大和東高等学校、中央農業高等学校の合同」、「大和南高等学校」でございます。主催は、「大和市音楽フェスティバル~吹奏楽の部~実行委員会」と教育委員会です。

本事業につきましては、財団法人の防衛施設周辺整備協会から補助金を交付されております。

昨年もかなりの人気で、600席あるホールがほぼ満席になりました。委員のみなさまにも、ぜひご参加をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

田村 教育委員会主催ということですので、みなさまも、ぜひご参加くださ 委員長 い。

鈴 木 中央農業高等学校の所在地等を教えていただけますでしょうか。

委員

小 方 県立高校で、海老名にあります。前回、太鼓の演奏を、「やまと塾」 生涯学習 と合同した高校です。

センター

館長

鈴 木 大和東高校と常々合同で練習をしているのでしょうか。

委 員

小 方 常々というわけではないようですが、今回は合同演奏を行うというこ 生涯学習 とです。

センター

館長

田村 それでは、次、お願いします。

委員長

林 「大和市駅伝競走大会」ですが、今年度につきましては、市制施行 5 スポーツ 0 周年の記念事業として開催する予定でございます。

課長開催期日ですが、平成21年1月11日(日)です。

開会式は8時から、スタートは、それぞれ出場するグループによりまして時間が異なっておりまして、閉会式は、正午からを予定してございます。

種目ですが、5種目で、「地区対抗の部」、「一般Aの部」、「一般Bの部」、「中学生の部」、「ちびっこの部」ということで、昨年と同じ内容でございます。

コースですが、こちらにつきましても、大和スポーツセンター競技場 を発着点とする周回コースということで、昨年と同じコースでの開催と いうことで考えております。

前年度の状況ということで、前回大会につきましては、134チーム 参加をいただきました。また、今回の駅伝コースの略図をご用意させて いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

奥原 今回は、ゲストランナーの企画があるようですが、どなたを招待され委員 るのでしょうか。

林 市制50周年記念事業ということで、検討させていただいていますのスポーツ は、元オリンピック選手の宇佐美彰朗さんです。東海大の体育学部の教課 長 授と監督をされてらっしゃるので、陸上部の方にもご一緒に走っていた だければと考えまして、今交渉しているところでございます。

田村 以上、報告でしたが、ほかに事務局から何かございますか。

委員長 委員からは何もないですか。

特にないようでしたら、12月定例会の日程をお知らせして、その他 を終了いたします。

12月定例会は、12月25日木曜日、午前10時からを予定いたしております。よろしくお願いします。

議事

田 村 次の日程第2 議案第55号ですが、この議案第55号は市長の権限委員長 に属する市全体の組織再編に関する部分を審議する関係上、市議会における審議の公正さに影響を及ぼすおそれがありますので、非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、日程第2 議案第55号は、 委員長 非公開といたします。

傍聴人の方、退席をお願い申し上げます。

(傍聴人退席)

田村 それでは、暫時休憩とさせていただきます。

委員長

休憩 午前9時43分再開 午前9時44分

田村それでは、再開をします。

委員長 日程第2 議案第55号「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例 案の意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。井上総務課長。

井 上 それでは、説明をさせていただきます。

総務課長 まず、議案説明の前に、この議案の背景等につきまして、ご説明いた します。

> 現在、市においては「健康創造都市やまと」を将来都市像とする第8 次大和市総合計画を策定中でございます。

大和市全体において、この将来都市像の実現に向けて各種施策を展開していくということになりますが、そのためには、人材、財源など限られた行政資源を有効に活用して、質の高い行政サービスを提供することが求められております。

行政組織の再編にあたっては、以上のような基本方針を策定し、それに基づき個別方針を定めて、これを踏まえたうえで、行うこととなっております。

次に、個別方針でございますが、1つ目は、「重点施策を円滑に推進するための組織を構築する」、2つ目は、「行政サービスの向上に資する組織を構築する」、3つ目は、「市民にわかりやすい組織を構築する」、4つ目は、「行政資源を有効活用する組織を構築する」、以上4点でございます。

以上の背景、そして方針に基づきまして、教育委員会の組織に関連する大和市全体の組織について、市長から再編案が示され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、大和市長から「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案」について、教育委員会に対して意見聴取があり、本日ご審議をお願いすることとなった次第でございます。

それでは、それぞれの内容について説明をさせていただきます。

「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例(案)について」でございますが、地方自治法に基づく市長の組織ついての条例案の内容となっています。

まず、第1条ですが、市長の部として設置するものが、11部示されています。その中で、現行の生涯学習部の組織が移行する予定で、文化、生涯学習、スポーツ分野などを担当する部につきましては、第4号の文化スポーツ部、第8号のこども部となってございます。

次に、第2条ですが、各部の所管する主な事項が示されております。 第4号の文化スポーツ部につきましては、「文化、芸術及び市史に関す る事項」、「生涯学習に関する事項」、「スポーツに関する事項」をそれぞれ分掌することになっておりまして、第8号のこども部につきまし ては、「青少年に関する事項」をそれぞれ分掌する内容になっています。

「平成21年度組織改正(案)新旧対照表」をご覧下さい。

文化スポーツ部が構成する課レベルの組織案がございます。こちらに つきましては、従来の生涯学習部の組織のうち 生涯学習センター、図 書館、スポーツ課はそのまま移行するという内容でございます。

社会教育課につきましては、2つに分かれております。文化芸術及び 文化財に関しては文化振興課、また社会教育分野の総合的な調整機能 については、青少年教育の分野も含め、生涯学習センターが担うという こととしております。

次に、こども部の組織ですが、こちらには従来の青少年センターが移行する形で、名称が「こども・青少年課」となるということでございます。

最後に、教育委員会の組織としている「教育部」ですが、従来の教育総務部の組織に加えまして、いじめ、不登校対策を重点分野といたしまして、青少年センターに属しております青少年相談室を「課」に昇格させて、位置づけるとしてございます。教育委員会の組織といたしましては、「いじめ、不登校」をはじめとして、学校におけるさまざまな問題等に対応するために学校教育に特化することとしています。

担当レベルにつきましては、現在のところは、これから決定していく 内容ですが、企画調整部門との連携を重視しまして、従来、各部に置かれておりました「庶務調整担当」について、教育部を含め、「政策調整担当」としております。また、スポーツ課の現行「体育企画担当」については「スポーツ振興担当」と、「文化財保護担当」については「市史編さん担当」と合併しまして、「市史・文化財担当」としてございます。

以上が市長による組織再編の案についてのご説明でございますが、次に、事務局といたしまして、これに対する教育委員会の意見案を作成しましたので、説明させていただきます。

「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について

(意見及び要望)」を、ご覧いただきたいと思います。

まず、全体といたしまして、市長によって示されたこの組織再編案について、「基本的には了承する」ということでございます。

ただし、教育委員会は主として中立性という観点から、教育という分野における施策の決定権を地方自治法やその他の法律によって担保されています。このようなことから、「教育委員会制度の意義を損なうことがないように」との条件をつけています。その上で、教育委員会としての考え方、具体的な意見、要望について、以下に示します。

まず、教育委員会といたしましては、教育基本法に明記された「生涯学習の理念」に基づき、学校教育と文化、スポーツ、その他社会教育については両輪であり、教育委員会の組織として引き続き所管したいということでございます。

しかし、国におきましても、地方教育行政の組織および運営に関する 法律の改正を行い、条例の制定を条件に、「文化及びスポーツ」につい ては首長が所管することができるようするなど、首長と教育委員会の役 割のさらなる柔軟化が認められつつあるという流れがあることも、事実 であるということを申し上げさせていただきます。

このような流れの中で、第8次大和市総合計画が策定され、その将来都市像の実現のために組織再編を行うといった確固たる市長の意志表示がなされ、限られた人的資源の中で、教育委員会が大きなさまざまな問題を抱えております学校教育に重点的に取り組み、きめ細かく学校との連携を保つことができるように、学校教育に特化できるような組織とするという方向性については、一定の理解をしてもよろしいのではないかということでございます。

次に、教育委員会が執行すべきであると法律で定められている事務に つきましては、地方自治法に基づく補助執行という手法で執行されるこ ととなり、市長部局となる従来の生涯学習部の事務の大きな部分につい て、教育委員会の権限と責任において執行をさせるということになりま す。そのためには、教育委員会の意思を反映させつつ、市長部局との有 意な連携を深めるために、全体的なコーディネート機能といたしまし て、ここでは1及び2の要望をするということでまとめてございます。

まず ですが、従来の社会教育課にかわり、生涯学習センターが社会教育分野における総合調整機能を担うこととなりますが、本庁組織である教育委員会事務局との連携を迅速なものとするために、文化、スポーツ部及び子ども部の総務部門が教育委員会にかかる連絡調整事務を行うように、強く要望をするという内容でございます。

続いて でございますが、教育委員会の組織として、教育行政の企画・調整や決定機関でございます教育委員会の運営事務局である教育部の総務担当部門について、教育総務課の強化といたしまして、教育政策担当を設置することを要望するものでございます。

この担当につきましては、教育委員会の権限に属する補助執行事務全体の調整機能を担うと同時に、「将来都市像」の実現に向けて、市として、広く、教育に関する方針や取り組みを決定していく中で、教育委員会と市長部局との連携についての総合調整機能、これらを十分に果たしつつ、さらに、近年、教育委員会の点検・評価が義務付けられる法改正が行われていますが、それに伴い、教育施策についての進行管理を行う機能が求められており、教育に関する方針や計画に基づく政策調整機能を一括して担当し、必要に応じて、計画等の策定・変更を総括するものでございます。

なお、今後の日程ですが、この条例案が第4回市議会12月定例会において可決後に、教育委員会が補助執行させる事務について、後の教育委員会定例会においてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

田村細部説明が終わりました。

**委員長 質疑、ご意見等ございましたらお願いします。** 

鈴 木 質問ですが、大和市の事務分掌条例の中には、教育委員会の組織につ 委員 いての規定は含まれていないのでしょうか。

井 上 この事務分掌条例につきましては、市長の権限に属する事項の規程で 総務課長 すので、教育委員会の組織については、規程としては独立していますの で、改めて教育委員会でご審議いただくこととなります。 会 木 「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案」に対して、「教育委委員 員会の事務分掌条例の一部を改正する案」というものがないとおかしいのではないかと思います。

今回の市全体としての組織再編の大きな眼目である、教育委員会の組織の多くが市長部局に移る、ということについて、ここに示されている市長部局で作成した案に対応する、教育委員会組織について規程案というものがなければ、市長部局のほうで決定すればこちらはそれに従うほかない、ということになってしまうのではないかと思います。

やはり、教育委員会として、きっちりした資料をつくらなければいけないのではないか、というのが私の考えですが。

井 上 鈴木委員のおっしゃるとおりでございまして、本来、教育委員会組織 総務課長 の規程も併せまして、資料として提示し、ご説明をしたいところです が、今会につきましては、市長からの意見聴取ということで、市長の組 織となる部分についての説明をさせていただいておりますが、鈴木委員 のおっしゃるとおり、分かりづらい部分があることは、承知していま す。

田 村 ここで、いまの鈴木委員の質問に対する説明について、事務局のほう 委員長 で、補足の説明をするための準備をしたいということなので、いったん 休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時07分 再開 午前10時12分

井 上 鈴木委員の先ほどのご質問についてですが、今会は、市長のほうから 総務課長 示されているこの組織再編案と事務分掌条例案についての意見聴取です から、ここでは、市全体の組織の中における教育委員会組織の案につい て、その考え方も含めて、教育委員会としての意見の申し出という形で 審議をお願いしているところでございます。

組織再編については、市長の権限に属するこの事務分掌条例が最初のステップであり、市議会で可決された後に、次のステップとして、この市全体の組織再編案に基づいて、教育委員会の組織を決めることとなります。

教育委員会の組織に関しましては、お手元にあるとおり、現在、教育総務部、生涯学習部、そしてそれらに属する「課」レベル以下の組織が規定されていますので、今後、こちらを改正するに際して、教育委員会規則ですので、当然この教育委員会でご審議をいただくことになります。

教育委員会としての案は、学校教育に特化した教育委員会の組織案ということで、事務局のほうから今後の教育委員会の中で、示させていただきます。

市長がこのように決めたから、「決められた範囲の中で、教育委員会の組織をつくると、このようになります」ということでは、教育委員会の独立性ということが、もうこの時点で損なわれているのではないかと思いますが、現時点で、申し上げることでもないかもしれませんので、一応、了解をいたします。

「教育政策担当を設置し、所要の人員の確保を要望する」という文章ですが、今のご説明であれば、これは教育委員会の内部の組織ですから、特に市長に要望しなくても、教育委員会単独の決定で設置できるものではないかと思います。そして、市のほうの再編案には、「政策調整担当」という組織があり、これは現行組織では「庶務調整担当」ということになっています。これは、教育委員会だけではなくて、全庁的な名称の変更となっていますが、その中で、この要望の文章は、分かりづらいのではないかと思います。この案の「政策調整担当」の中に、新しい業務が増えるということを言っているのか、それとも、従来の「庶務調整担当」に代わる「政策調整担当」とは別にこの担当を設けた方が良いと言っているのか、そこが非常に不明確です。

「担当」という言葉は、それをただ「担当します」というだけではなくて、部があり、課があり、その下の係としての「担当」ということで、一つの組織としての意味ですので、教育委員会としては、はっきり

と、そういう組織をつくるのだということを、表現したほうが良いでのないかと思います。

田村 この組織再編案では、「担当」については未定となっています。その 委員長 中で、このような表現になったということもあるでしょうが、要望とし ては、現在の調整機能に加えて、新たに設けるということであると思います。単に、一担当の人員を増やすということだけではなくて、ポジションとしてしっかり人を置いて位置づけたいということです。

今の、鈴木委員のご意見を受けて、表現を工夫した方が良いのでは と、私も思います。

たまたま言葉が似通っていますので、紛らわしいということもあり、 未定ということですが、単に「政策調整担当」の人員を増やしてほしい という意味ではありませんので、その「担当」に加える形で、何かまた 名前を変えた「担当」を要望したほうが良いのではないかということを 考えています。

会 木 建前上は、先ほどもご説明があったように、教育委員会組織内の担当 委員というものは、教育委員会が独自に決められるということですが、担当 課長や課長補佐といった人事という権限は、市長部局にありますね。予 算もそうです。ここで書かれている要員もそうだと思います。そういう 実態からすると、教育委員会で、「担当」をつくるといっても、予算 は、人は、どこから捻出するのかということで、問題はそこに戻るわけ です。

我々はここで「担当」を明確に要求するのか、それとも「政策調整担当」という枠の中で、庶務機能と政策調整機能というものを一つの担当の中で分掌するのかということについての姿勢をはっきりしておかないと、ただ抽象的な文言を出しただけでは、曖昧になってしまうのではないかということが、心配です。

田 村 「現在ある庶務担当に加えて政策担当設置」と、表現するということ 委員長 でしょうか。「に加えて」と表現した方がよろしいかなと、思っていま す。 鈴木 それが、実現できるのかどうかということについて、私は多少疑問に 委員 思っています。

井 上 今の庶務担当の機能を生かしつつ、それから、生涯学習部が市長部局総務課長 に移ることによって、補助執行にかかる部分について総合的なコーディネート機能が必要になるということは、明らかなことであります。まず、その機能を担う組織が必要であり、加えまして、さきほどご説明しましたように、法律改正などにより、教育全般にかかる環境が変わってきています。そのような状況を含めまして、「教育政策担当」という組織が必要であるという趣旨で、この「案」を作成しております。

田 村 この要望を、仮に市長部局のほうで了解しないとなると、人員が増え 委員長 るか、増えないかは別として、いま、総務課長が説明した機能は、現在 の庶務担当の中で消化することとなります。

しかし、それでは問題があるだろうということで、独立した担当を置きたいというのが、こちらの要望です。

やはり、実質人事権などは、市長部局が握っていますので、教育委員会の独立性とはいいながら、自分たちで独自にこの担当を設ける、というわけにはいかないところがあります。

しかし、私としても、この担当の件は、ぜひ実現してもらいたい、と思っていますので、要望としては、もう少し強調したほうが良いと考えます。

鈴 木 組織再編そのものについては、人員要求の部分は、当然、伴います 委 員 が、含んではいないと思います。この文書で人員を要求するということ も、考えてみると、やや整合性がないかもしれません。

しかし、ここは、実質的に人員要望を行うことになると思います。担当を置くこと自体は、教育委員会独自の権限においてできるところでもありますので、何か、そういった意味合いをくみ取ることができるような表現というものを考えられないものか、と思っています。

また、今までの「庶務調整」という言葉を、すべて「政策調整」と変えているところがここで問題となっているのだと思いますが、市長部局から示されている案と、この文書で要望している「教育政策担当」とい

う担当名においては、「政策調整」という言葉・意味が重複しますので、そのことを区別して、わかりやすくするためには、新しい業務について、それがまさに政策調整であることを強調するなど、名前からして、こちらの姿勢がわかるようにしておく必要があるのではないか、と思います。

長谷川 私も、この最後の1行、2行の部分に着目しまして、今の議論を深め 委 員 ようとしているところに絡まないようにしつつも、関連していると思い ますので、1つ質問したいのですが、市の各部署で、もしくはさまざま な行政の分野で、「点検・評価」の作業が、ここ近年必要になって、実際行われているのでしょうか。

井 上 事業レベルの行政評価については、市の全部局で、総合計画に基づく 総務課長 目標などを設定して、行っております。

長谷川 今、まさに教育委員会において、「点検・評価」に取りかかっている 委員 ところですが、その中で、点検・評価をした結果を、市の外部に報告するといったことが必要になるのでしょうか。

井 上 今回の法改正における点検・評価制度では、市議会に報告書を提出す 総務課長 ることとなっております。

長谷川 この文書において、非常に作業上負荷がかかると主張している「点 委員 検・評価」について、市の他の部も実施しているにもかかわらず、教育 委員会だけそのために担当を2つにしたいという要望は、できるのでしょうか。他の部から、同様の要望はないのでしょうか。

井 上 「点検・評価」を行う事務に特化させるということではなく、「点総務課長 検・評価」を含め、教育振興基本計画の策定の検討、市長部局との教育に関する政策や方針にかかる調整などが必要になってきますので、いまのところ(仮称)教育政策担当という名称案となっていますが、そのような調整機能を充実させることを目的としており、「点検・評価」を進めていくためにも必要である、という説明でございます。

長谷川 資料にある「政策部」の担当として「50周年記念事業担当」とい 委員 う、期間限定と思われる担当がありますが、「教育振興基本計画の策定 検討」ということが、期間限定という意味では、同じようなレベルで、

要望できるのではないかと思います。

他の部でも行っているように考えられる「点検・評価」といった言葉は、むしろ削って、中心に据えられるような、かつ期間限定的な業務を前面に打ち出して、担当名についても、その業務がはっきりするようなものがよろしいのではないかと思います。

その業務が完成したときは、スクラップ・アンド・ビルドを前提として、廃止するつもりである提案をするのも現実的かと思いますが、いかがでしょうか。

会 木 ただ、庶務機能という基本的でかなり重要な部分というのは業務とし 委 員 て厳然とあるわけですから、これを削ってしまって、教育委員会全体の 調整機能という表現では、多少あいまいになってしまうと思います。

> もし、そのような期間限定的な業務を担当するということで説明する ということであっても、やはり、庶務機能とは別に担当を設けておかな いと、よろしくないのではないでしょうか。

長谷川 今、案として出されている、「政策調整担当」に加えて、もうひとつ 委員 担当を要望するという表現はいかかがでしょうか。

鈴 木 そういった表現を採らないと、はっきりしないと思います。

委 員

長谷川 あくまでも、1つ担当を増やすような要望の仕方が良いということで 委員 しょうか。

鈴木 社会教育課を教育委員会に残しておくというひとつの考え方に対し 委員 て、やはり、文化スポーツ部やこども部でまず一時的に調整をすべきで あるというのが、この文書での意見です。

この再編案を出された行政改革推進課においても、その調整機能の部分についての必要性は理解しているのではないかと思います

そういう意味では、期間限定の業務かどうかは別として、補助執行業務に関する調整という仕事を中心にした担当の中に、業務として教育委員会企画担当といった分野を含める、といった考え方で要望することがよるしいのではないかと思います。

結果的としては、この「政策調整担当」という中で消化しなさい、と

なってくる可能性もあるかと思いますが、要望としては、そのような考え方で要望するという仕方もあるのではないかと思います。

田 村 補助執行という手法は、今回で再編された組織において、教育委員会 委員長 だけが行うこととなるのでしょうか。

井 上 補助執行に関しては、市長部局から教育委員会に行うという逆の場合 総務課長 もあります。

鈴 木 そうしますと、やはり、分かりやすい、何か良い名前を考えたいです 委 員 ね。

田 村 例えば、先ほどの「点検・評価」についてですが、教育委員会のみが 委員長 行う業務であると言えるのかどうか、ことさらに、これは理由として挙 げない方が良い、というご意見がありました。

> また、特に「補助執行等に関する調整連絡」ということを表現する、 というご意見もありました。

山 口 「事務事業評価」ということで、行政評価自体は、全庁的にもう既に 教育総務 実施されてはいますが、ただ、教育委員会につきましては、学校による 部 長 児童生徒への教育などその分野の特色を踏まえたうえで、独自の行政評 価を行う必要もあります。そこは、新たに「点検・評価」のしくみを作 ることとなりますし、「事務事業評価」とは別に評価を行う必要があり ますので、その部分の業務は小さくはない、と考えられます。

田村 私もそのように思います。

委員長

山 口 市全体で、まず、決算として行われている部分と、総合計画を拠り所 教育総務 として、全庁的に従前から行われている行政評価に加えまして、教育委 部 長 員会独自で学校教育基本計画と生涯学習計画に基づいた「点検・評価」 制度について、既に、みなさんにご理解をしていただいていると思いま す。この部分については、業務は増えていると言って良いと思います。

田村 当然、それだけではない、ということですね。

委員長

山 口 はい、これも一部分として考えられるということです。

教育総務

部長

田 村 市の他の部署が行っている行政評価とは、教育委員会の場合は重みと 委員長 広さも違うということで、やはりこの「点検・評価」の部分は、残して おきたいと思います。

次に、担当についての表現のところですが、「庶務機能に加えるという形で、新たに担当を設ける」という表現に改めるということでよろしいでしょうか。

結局、今回は、この組織再編の目玉として、何か教育委員会にメスを入れるようなことも感じられて、正直、若干抵抗感もあり、現在、学校教育と社会教育で構成されている教育委員会というものについて、具体的にどのようなデメリットがあるのか、というところが、未だに明確になっていないように思います。

当然、他の部署から教育委員会を見た場合に、どのように見えるのか という視点も必要であるとは思います。ただ、その部分がはっきり示さ れていないということも言えるのではないかとも思います。

また、この組織再編において、生涯学習分野が市長部局に移ることによって、メリットが生じてくるということもある程度理解はします。

しかし、「学校教育と社会教育とは、車の両輪である」というところ を、私たちの基本路線ということで、意見として入れておきたいと思い ます。

そして、私たちが、今まで主張してきました青少年相談室の課昇格と、私のほうで主張してきた「指導課」ではなく、「指導室」であるというところは、実現しましたので、ここではあえて要望はしないこととします。

問題は、この最後の行の部分ですが、もし、これが実現しないとなると、現在の人員の中でさらに担当を2つに分けて行わざるを得ないことになります。現在でさえ、大変だという話を聞いていますので、この線は何としても実現したいということであれば、人員の要望も含めて、やはり、位置づけを明確にしたいと思います。

山 根 教育長 教育は連続ですので、途中で途絶える、ということがあってはならないのですが、私も、この意見聴取に対する回答のこの一番最後のところが、実は一番気になっているところです。スムーズに移行できるようにしようとすれば、この部分が、まさにポイントであろうと思います。

生涯学習部の事務が、新たに市長部局の方へ移るときに、その担当部署との連携や調整がうまくいくようなものが必要なのではないかと思います。そのような意味も込めてこの表現になっているのだとは思いますが、その意図が、十分に相手に伝えられるような表現にすることは必要であると感じています。

この表現ですと、さきほどのご意見にもありましたように、この組織 再編案にあるような「政策調整担当」を「教育政策担当」という名称に 替えて、あとは人員が増えていれば良い、というように受け取られてし まうように思います。

その形で、「本当に十分なのか」というお話もありましたので、やは り、今の委員長のお話のように、検討を加える必要があると思っており ます。

いずれにしても、どんな形になっても、スムーズな移行に向けた表現が望ましいと考えます。

田 村 私が最初に見た原案には、そもそも最後の1行はありませんでした。 委員長 この表現よりもさらに曖昧なものでした。

そこを私の方で、強く打ち出した方が良いと申しあげまして、このような表現になったわけであります。ここで、市長のほうから出された今度の担当の名称と紛らわしくなってしまいましたので、あくまでも強い要望を行うということを眼目に、この最後の部分を修正するということで、「意見及び要望」の全体としてはよろしいでしょうか。

会 木 念のため、もう一度確認したいのですが、この議論としては、資料の 委 員 中に出ている「政策調整担当」というものに加えて、新たな担当を設け るという方向で意見を出すという方向に固まりつつあります。

組織改正で今の教育総務部の方だけを考えますと、昨年に意見を出して、保健給食課を担当から課に昇格させてもらい、それから、今回は青

少年相談室を課に昇格させることについても、一応、実現の方向に向かっていると思います。そのような状況の中で、この要望をすると、1部を市長部局に移すのを認めるから、新たな部門を作って欲しいという、拡大意欲のような意思のみを受け取られて、かえってマイナスの感じを与えるという懸念も全くないわけではない、と思いますので、ここで事務局としても、特に市の全体を見回してみて、明確に、「もう一つ担当を加える要望をする」ということで意見が一致するのか、確認しておいた方が良いと思います。

山 口 今、鈴木委員がおっしゃったように、前回は保健給食課、今回は、確 教育総務 定ではないですが、青少年相談室、また指導室の関係と、非常に教育委 部 長 員会に対しまして、どのような意見があるのかと非常に気にされている ことは事実です。

> 先ほどからお話がありますように、今回の組織再編においては、教育 委員会が一番大きな組織再編になっていると思います。

> 市全体について見ますと、部や課の名称変更というものが大部分である中で、比較しても、この教育委員会については、非常に大きな改革になっていると思います。そこで、今回の組織改正については、市長の意向でこの案が示されておりますが、教育委員会の意見については、重要な意味合いで捉えられております。

この案に示されている「担当」は、現在、未定ということです。現状では条例改正の部分、「部」組織をどうするのかというところが先決問題であります。この案では、この条例案に基づいて部、そして課が位置付けられれば、係・担当レベルではおおむねこの形になるということで示されていると考えられます。

保健給食課などについて、今まで要望が実現してきたことも事実ですが、また、一方で、委員のみなさんがおっしゃっているように、「学校教育と社会教育の両輪」ということを前提に、教育委員会の制度や意義を損なわないように今後進めていくためには、やはり担当を2つに増やしていくという要望は必要なのではないかと考えます。

田 村 それでは、意見及び要望については、最後の部分だけ一部修正して、 委員長 あとは、事務局の案どおりでよろしいでしょうか。

奥 原 私は、いま委員長がおっしゃったように、最後の部分を修正するとい 委 員 うことで、全く異議はございません。

> 前回も少し自分の意見を述べさせていただきましたが、ここでまた、 私の意見を申し上げたいと思います。

そもそも、私は、当初はこの組織再編の内容には賛成ではありませんでした。それには2つの理由がありますが、1つ目は、これは委員長もおっしゃっていましたが、社会教育分野を市長部局の補助執行とする魅力的なメリットが挙げられていなかったこと、また2つ目は、教育委員会の縮小、またひいては消滅の礎にするための組織再編なのではないかという不安を持ったこと、以上2点です。

先日、市長部局から事前の説明をいただきましたが、そのときも「魅力的なメリット」についてのお答えは何も返ってこなかったと思われ、 大変残念でありました。

しかし、市職員全員から、この組織再編についてアンケートをとって 声を聞くという努力をしたということ、また、市長は、今後、教育委員 会の形骸化や縮小、また消滅は一切考えていないというお言葉もありま したので、その言葉を信じて、私は今回、賛成ではなかったのですが、 その教育委員会の意見及び要望の内容を拝見しまして、基本的に了承す るということで、賛成したいと思います。

田 村 委員はみな同じ気持ちであると思っています。私としては、やはり生 委員長 涯学習部が目の前から消えるのは大変寂しいし、それで本当に良いのか という思いがあり、一方で、この新しい試みで、今度は市長が考える方 向で、また新しい芽が出てくるかもしれない、という期待と思いが半分 交差しつつ、複雑なところがあるわけで、ただし、奥原委員の意見は、他の委員も思いとして、抱えていらっしゃると思っています。

思いは一応出尽くしたというところでよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの皆様のご意見の趣旨を生かしまして、この「意見 及び要望」の「教育政策担当」の部分のところを一部加え、もしくは修 正することを条件に、議案第55号について採決してよろしいでしょうか。

鈴 木 名称についても検討するということですね。市長の方の再編案の名称

委員 を変えて、かつ、「教育政策担当」を加えるということでお願いします。

田 村 そのような表現にさせていただきます。具体的な文面については、こ 委員長 ちらで検討しますので、そこは私にお任せいただき、それを条件に、こ

の案で了承するということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

田 村 では、採決として、原案に対して異議なしということでいきたいと思 委員長 います。議案第55号は可決したということにさせていただきます。

閉 会

田村 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会11月定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時45分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成20年11月11日

署名委員

署名委員

書記